割印

収　入

印　紙

選挙運動用ポスター作成契約書

選挙候補者 　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスター

の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名　　　　　公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

２　作成枚数　　　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（単価　　　　　円　　　銭）

４　納入期限　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき竹田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、竹田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は竹田市には請求できない。

６　その他

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　 　　　㊞